

令和5年 第12回
喜茂別町農業委員会総会 議事録
(令和5年12月27日 開催)

公表用

喜茂別町農業委員会

喜茂別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月27日（水曜日）午後6時00分 開会
午後6時35分 閉会

2. 開催場所 喜茂別町役場 2階 大会議室

3. 出席委員（7人）

会	長	9番	内	尾	勝	稔
委	員	2番	行	天	雄	也
		3番	小	熊	英	実
		4番	渡	辺	雄	一
		6番	鷹	羽	欣	司
		7番	越	後		功
		8番	小	出	浩	一郎

4. 欠席委員（2人）

会	長職務代理	1番	前	田	昌	明
委	員	5番	齊	藤	信	一

5. 議事日程

第1		会議録署名委員の指名
第2		会期の決定
第3	報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第4	議案第1号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
第5	議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事	務局長	大	元	真
係	長	大	平	菜
主	任	平	手	大
				貴

7. 会議の概要

・午後6時00分 開会

議 長	<p>これより令和5年第12回喜茂別町農業委員会総会を開催いたします。 ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日、1番前田昌明委員、5番齊藤信一委員におかれましては、所要により欠席との連絡がありました。本日の出席委員は9名中7名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告します。</p> <p>総会日程に入る前に、日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての審議について、本議案が、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定に該当するため、通常ですと議長を職務代理に交代し、議事を進めるところですが、本日、前田職務代理が急遽欠席となったため、農業委員会等に関する法律第5条の規定に基づき、議案第2号に限りこの場で代理の議長を定めたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。 (なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。事務局から案はございますか。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、の審議のみ限定して代理の議長を2番、行天雄也委員に定めることを提案いたします。</p>
議 長	<p>事務局の提案について、ご異議のある方はいらっしゃいますか。 (なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての審議に限定して、代理の議長を2番、行天雄也委員と定めます。</p> <p>それでは、総会日程に入ります。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、議長において、鷹羽欣司委員、越後功委員の両委員を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定について、会期は本日1日といたします。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。</p> <p>日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●議案第1号 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので報告いたします。</p> <p>報告第1号をご覧ください。 (読み上げにより説明)</p> <p>以上で報告第1号の説明を終わります。</p>

議 長	<p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。</p> <p>【挙手あり】</p> <p>7番、越後委員</p>
越後委員	<p>この現地の写真を見ると、飛び地になっていて、①と②の間の抜けている用地はどのようになっていますか。</p>
事務局	<p>①と②の間も農地であり、持ち主は[REDACTED]名義となっています。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>【挙手あり】</p> <p>6番、鷹羽委員。</p>
鷹羽委員	<p>⑤は畑となっていますが、現状、畑という感じには見えませんがどのようになっていますか。</p>
事務局	<p>航空写真で見る限り森林のように見えるかと思います。所有者からも現状畑の様相ではないので現況証明の希望があります。現在積雪があり確認できないので融雪後に改めて依頼が来る予定です。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>【挙手あり】</p> <p>7番、越後委員</p>
越後委員	<p>権利を取得した日が[REDACTED]年となっていますが、ずいぶんと時間が経過していますが遅くなった理由は何でしょうか。</p>
事務局	<p>権利の取得から10か月程度で届け出いただくのが一般的ではありますが、相続の手続きなど事情があることから、新たな所有者から報告を受けた際は事務局としては受理しているところです。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>質問等がなければ、異議なしと認め、報告第1号は議案のとおり承認することといたします。</p> <p>日程第4、議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>

事務局	<p>●議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてご説明いたします。農地等の賃借権を合意解約した旨の通知書の提出があったので、通知の可否についてお諮りするものです。</p> <p>議案第1号別紙をご参照ください。</p> <p>(別紙により説明)</p> <p>次に、番号2についてご説明いたします。</p> <p>(別紙により説明)</p> <p>以上で議案第1号の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。</p> <p>【挙手あり】</p> <p>7番、越後委員。</p>
越後委員	<p>字■■■■番■■の地目は田と説明があったんですが、現況で田が登録されているところは無いと記憶していたんですが、どのようになっていますか。</p>
事務局	<p>現況が田というのは、他地域ではあるが一部にあります。登記簿上で田となっているのは農地台帳を見ている限り散見されており、ここだけに限ったものではありません。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>質問等がなければ、異議なしと認め、議案第1号は議案のとおり承認することといたします。</p> <p>日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により議長を2番、行天雄也委員に交代いたします。</p>
行天臨時議長	<p>それでは、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。</p> <p>農地を農地以外の目的に供するため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があり、農業委員会の意見書を添えて許可権者である喜茂別町へ進達するため、案件の適否についてお諮りするものです。</p> <p>議案第2号別紙をご参照ください。</p> <p>(別紙により説明)</p> <p>当該農地は、喜茂別町が定める農業振興地域整備計画の農用地区域内にあり、転用は原則不許可とされております。しかしながら、仮設工作物の設置その他の一時的な</p>

利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、農業振興地域整備計画の農用地区域内であっても例外的に許可が認められるとされております。

農地転用に係る各種基準に照らし合わせた結果、申請内容に問題はなく、事業終了後は、すみやかに現状復旧することが可能です。よって、農業委員会として許可相当である旨の意見書を喜茂別町に対して提出したいと考えます。

本総会での結果を受け、喜茂別町が申請者である譲受人、譲渡人の両者に対して、許可、不許可を通知することとなります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

行天臨時議長

事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何か、ご質問はございませんか。

【挙手あり】

7番、越後委員。

越後委員

参考資料の説明はありますか。全部を説明いただくことはありませんが、特記事項やここだけは押さえてほしい事項はありますか。

事務局

転用については各種研修会で説明を聞かれたことと思いますが、立地基準と一般基準について照らし合わせ該当するか否かみていくこととなります。立地基準は農振農用地区域内は転用できませんが事情によっては認められる案件であるということです。一般基準は申請の適格等として、本当に存在している法人か、資力や信用度などを定款やバランスシートなどで確認をしています。転用の妨げとなる権利を有する者が同意をしているかは同意書をいただいていることを確認しています。ヘリコプターを運行するため必要な行政庁の許可等を受けていることを確認しています。被害防除の妥当性ということで土砂流出が無いかや日当たり、風の通りなどに影響がないか、農道やため池などに影響がないかなども確認する必要があります。そのほか、地域計画策定への影響がないかも確認するポイントです。

一時転用に限って言うと、農地復元の確実性が一番大切になります。農地を農地として利用するというのが原則でありますので、今回一時転用することによって復元することができなくなるようであれば許可することができません。また、期間の定めもあり農用地区域内の一時転用の場合は最長で3年で、今回の申請はこれ以内できております。契約内容についてですが、一時転用は所有権移転は認められておりません。今回は所有権移転はありません。こういった項目が大きな判断要素となっております。

越後委員

現状に復帰して支障が無いということで、事故対応や住宅、国道に近いところでやるので事故の責任の所在をしっかりとすべきだと思いますが、そのあたりの取り決めや契約はありますか。

事務局

事故の関係やどこの土地の上空を飛行するかなどは農業委員会の管轄外のため、運航が許可されるか否かに関わってくると思います。許可されていることから問題ないと判断しております。ちなみに令和●年●月●日に東京航空局長から許可

	証が交付されております。農地に関する心配としましては、油漏れ等による農地への悪影響ではありますが、各種規制により点検整備が規定されているため問題ないものと判断しております。
越後委員	ありがとうございます。場所的に自分の家の近くでよくわかるんですけど、吹雪いたりすると見通しが悪くて事故の心配があります。そういう部分の対処もしっかりしていただいて、事故等の無いよう申し添えていただければありがたいです。
事務局	ただいまのご意見は、許可の可否をお伝えする際に事務局から申し添えます。
行天臨時議長	よろしいでしょうか。 ほかにありませんか。 【挙手あり】 8番、小出委員
小出委員	今説明あったとおり、事故に関しては担当外とはいえながらも、両側に木が生えていて若干傾斜があるなど、絶対に事故だけはあってはならないと思いますのでよろしくをお願いします。
事務局	ただいまのご意見も、許可の可否をお伝えする際に事務局から申し添えます。
行天臨時議長	私から1点、ヘリが着陸する場所の面積ですが、申請面積の中に収まりきるという考えでよろしいでしょうか。もう少し申請面積は増やしていたほうが良い気がしますが、こんなに正確に着陸できるものでしょうか。
事務局	事前に事業所からいただいた計画書のとおりです。離発着場所として15メートル×15メートル、除雪駐車場エリアとして4メートル×35メートルとして申請があり、これを許可してヘリが多少ずれることですか、除排雪の関係等を鑑みて事務局で計算した案を提示し、その相談の結果この面積で申請があったところです。
行天臨時議長	ほかにありませんか。 【挙手あり】 7番、越後委員。
越後委員	事故等の心配もありますが、地元経済にも貢献する旨も書かれているのでひとつの事業として有効な土地の利活用だと思うので、注意を促すという部分で事業展開していただければと思います。
事務局	事故には十分気を付けるよう申し添えてまいります。
行天臨時議長	ほかにありませんか。 【挙手あり】 3番、小熊委員。

小熊委員	この場所を使ってやるのは初めてかと思いますが、計画書には10年目の実施とあり、それまではどこでやっていたのですか。
事務局	事業者は長年事業を行っており、昨年までは■■■■■にある■■■■■の敷地の一部を借りて実施していたとのことでした。何らかの事情で今年度は使用できなかったようで調査をしていたということでした。
行天臨時議長	よろしいでしょうか。 ほかにありませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第2号は議案のとおり承認することいたします。 ここで、退席された委員は着席願います。 退席された委員に報告します。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は承認されました。 それでは、議長を交代いたします。
議長	これで、本総会の議案審議はすべて終了いたしました。 以上をもちまして、令和5年第12回喜茂別町農業委員会総会を閉会いたします。

・午後6時35分閉会

上記総会議事録は事務局で作成したものであるが、内容に正確であることを証する。

令和5年第12回喜茂別町農業委員会総会

令和 5年12月27日

喜茂別町農業委員会

会 長 内 尾 勝 稔 (印)

会議録署名委員 鷹 羽 欣 司 (印)

会議録署名委員 越 後 功 (印)